

Hong Kong Tax Alert

8 July 2025
2025 Issue No. 15

香港、海事サービス業界向けの優遇税制措置を強化し、現物商品取引業者向けに新たな優遇税制を導入

香港の運輸及物流局が最近、立法会の経済発展委員会に提出した報告資料¹によれば、上記の優遇措置に関する法案が提出される予定です。

海事サービス業界

海事サービス業界向けの優遇税制の強化案には、以下のものが含まれます。

- (i) 船舶リースの定義を拡大し、短期リース契約も対象とする。
- (ii) 経済協力開発機構(OECD)の税制改革パッケージ(通称、「BEPS 2.0」)の対象企業に対して15%の優遇税率を適用できる追加オプションを導入する(この措置は、BEPS 2.0への対応に伴うコンプライアンスコストの軽減を目的としている)。
- (iii) オペレーティングリース契約に基づき保有する船舶の取得費用について損金算入を認める。
- (iv) 船舶取得資金の調達に伴う利息費用の損金算入ルールを緩和する。

現物商品取引業者

香港政府は、適格現物商品取引業者が適格現物商品取引活動から得る課税所得に対して、半分の税率である軽減税率(8.25%)を適用する制度の導入を提案しています。BEPS 2.0の適用対象となる企業については、軽減税率8.25%ではなく、15%の税率を選択することも可能としています。

優遇税制の一般条件に加え、新たな税制の適用が認められるためには、(i)年間売上高の最低要件、(ii)香港海事サービスの利用に関する最低要件、(iii)経済的実体要件など、特定の条件を満たす必要があります。

上記の措置は、BEPS 2.0の施行スケジュールに合わせて2025/26年以降に適用され、2026年前半までに立法会に提出される予定です。

これらの措置案によるメリットについてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。

¹ 当該報告書は以下のリンクからアクセスできます。

<https://www.legco.gov.hk/yr2025/english/panels/edev/papers/edev20250708cb3-1045-5-e.pdf>

海事サービス業界向けの優遇税制の強化案

近年、香港政府は海事サービス企業の香港進出を促進するため、以下のようないくつかの優遇税制措置を導入してきました。

- (i) 2020/21年度より、適格船舶リース事業者を対象とした事業所得税のゼロ税率適用措置
- (ii) 2020/21年度より、適格船舶リースマネジメント事業者を対象とした事業所得税の軽減税率(8.25%)適用措置
- (iii) 2022/23年度より、適格船舶事業者(船舶代理店、船舶リースマネジメント事業者、船舶仲介業者など)を対象とした事業所得税の軽減税率(8.25%)適用措置

BEPS 2.0の施行を踏まえ、国際税務ルールへの対応および香港の競争力維持のため、上記の税制優遇措置を強化することが提案されています。

船舶リースの定義を拡大

現在、内国歳入法(以下、「IRO」)では、適格船舶リース活動に関する「オペレーティングリース」および「ファイナンスリース」の適格期間を1年以上とし、また適格船舶リース事業活動および船舶リースマネジメント事業活動の借手を「船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者、または船舶オペレーター」と規定しています。

香港政府は、事業運営の柔軟性を向上させるために、(i)「オペレーティングリース」および「ファイナンスリース」の1年の期間制限の撤廃、および(ii)借手の範囲を「その他の者」まで拡大することを提案しています。これらの拡大措置は、2023/24年度から適用される航空機リース事業者向けの優遇税制措置をほぼ踏襲した内容となっています。

15%の優遇税率を適用する追加オプションを導入

香港におけるBEPS 2.0の施行に伴い、対象となる多国籍企業(以下、「MNE」)グループの事業体は、事業を行っているすべての国・地域において、15%の実効税率(以下、「ETR」)を基準としたグローバル・ミニマム税が課せられます。ETRが最低税率を下回る対象MNE事業体には、トップアップ税が課せられます。

香港政府は、対象MNEグループのBEPS 2.0要件への準拠をサポートするために、関連企業向けに追加オプションとして15%の優遇税率を導入することを提案しています。

この追加オプションは、従来の優遇税率の適用資格を維持しつつ、毎年選択することが可能であって、関連企業のBEPS2.0対応コストの軽減を目的としています。このオプションを選択した場合、経済的実体要件の適用基準が緩和されます。

オペレーティングリース契約に基づき保有する船舶の取得費用について損金算入を認める

現行法では、オペレーティングリース契約に基づいて船舶を保有する適格リース事業者は、船舶の取得費用について損金算入が認められません。その代わりに、リース収入の20%を基準として課税所得を算出することが認められています(いわゆる「20%軽減措置」)。現在、適格船舶リース事業者に適用される税率は0%(すなわち、納税不要)であるため、この20%軽減措置による影響はありません。

船舶リース事業者の事業運営コストをより正確に反映させ、BEPS 2.0に基づく国際課税ルールとの整合性を図るため、20%軽減措置に代えて、適格船舶リース事業者がオペレーティングリース契約に基づいて保有する船舶の取得に要した実際の費用についても損金算入を認めることが提案されています。

この損金算入案は、船舶の取得日にかかわらず、すべての船舶に適用されます。ただし、法改正の施行日前に購入・使用を開始した船舶については、減価償却を考慮した適切な取得原価の調整が必要となります。

船舶の譲渡から得られた収入(過去に認められた損金算入の総額を上限とする)は、譲渡年度の課税所得と見なされます。

恒久的差異である20%軽減措置と比べ、実際の発生費用に基づく損金算入は一時差異として扱われ、繰延税金を対象税額に含めることが可能となります。これにより、BEPS 2.0の目的上、関連企業のETRが不当に引き下げられることを回避できます。

船舶取得資金の調達に伴う利息費用の損金算入ルールを緩和

現行法の下では、船舶リース事業者が船舶の取得のために負担した利息費用については、(i) 取得資金が香港または海外の金融機関から借り入れられた場合、または(ii) 資金提供者が当該利息収入についてIROに基づいて香港で課税される場合にのみ、税務上の損金算入が認められます。

航空機リース事業者向けの優遇税制と同様に、(i) 資金提供者が金融機関ではなく、かつ借手と関連当事者でない場合、または(ii) 資金提供者が関連当事者である場合であっても、当該資金提供者が香港の事業所得税に類似する外国税を負担する義務がある場合、これらの利息費用についても損金算入を認めることが提案されています。

上記の措置の概要は、本号の別添Iに記載されています。

現物商品取引業者向けの優遇税制措置

新税制案の下では、適格現物商品取引業者が行う適格現物商品取引活動から生じる課税所得に対し、8.25%の税率で課されます。BEPS 2.0の適用対象企業については、この優遇税率8.25%ではなく、15%の税率を選択することも可能です。

他の優遇税制と同様、新税制の適用対象となるためには、以下の3つの一般条件を満たす必要があります。

- (i) 適格現物商品取引業者の中央管理・統制は香港にて行われている
- (ii) 適格利益を生み出す活動は、適格現物商品取引業者が香港にて行っている、または香港で行われるよう手配されている
- (iii) 当該活動が適格現物商品取引業者の海外にある恒久的施設にて行われるものではない

新税制におけるその他の適用条件は、以下のとおりです。

年間売上高の最低要件	適格現物商品取引活動から生じる年間事業売上高は7億香港ドル以上
香港海事サービスの利用に関する最低要件	「香港を拠点とするサービス・プロバイダー」が提供するサービスに係る支出： (a) 特定海事サービスのいずれかに係る支出総額の30%、または (b) 特定海事サービスのいずれか1つに係る支出額の50% 「特定海事サービス」とは、以下に対して、またはそれらに関連して提供されるサービスを以下を指す。 船舶リース事業、船舶リースマネジメント事業、船舶代理店事業、船舶マネジメント事業、船舶仲介事業、貨物予約、船舶修理、船舶曳航、海事法務サービス(香港が海事関連紛争の仲裁地として指定されている場合に限る)および海上保険
経済的実体要件	(a) 8.25%の事業所得税率を選択する場合、正規雇用されている適格従業員が3名以上、かつ、年間営業費用が300万香港ドル以上であること (b) 15%の事業所得税率を選択する場合、正規雇用されている適格従業員が1名以上、かつ、年間営業費用が100万香港ドル以上であること

適格現物商品取引業者

適格現物商品取引業者とは、以下の3つの基準のいずれかを満たし、適格現物商品取引活動を香港にて主たる事業として行う企業をいいます。

- (i) 香港において1つ以上の適格現物商品取引活動を行い、かつ、香港において適格現物商品取引活動以外のいかなる活動も行っていない
- (ii) セーフハーバールールを満たしている(すなわち、当該企業の総利益および資産の75%以上が現物商品取引による利益および資産である)
- (iii) 内国歳入局長官が、上記(i)および(ii)で定める条件が当該企業の通常事業活動において充足されていると判断し、当該企業を適格現物商品取引業者であると、認定を与えている

適格現物商品取引活動

適格現物商品取引活動とは、以下の条件を満たす現物商品取引活動を指します。

- (i) 当該活動が香港にて事業を行う企業の通常の事業過程から生じたもの
- (ii) 適格現物商品の売買に係る契約が香港において締結されている

現物商品取引活動とは、適格現物商品を売買し、かつ当該商品の物理的な引渡しを伴うものであり、次に掲げる行為のいずれかが該当します。

- (i) 売買対象となる適格現物商品についての調達要請
- (ii) 適格現物商品の買手または売手の選定
- (iii) 当該商品の売買条件の設定・合意
- (iv) 取引資金の調達
- (v) 取引の実行
- (vi) 当該商品の輸送手配
- (vii) 輸送に係る保険手配

ただし、自己消費を目的とした商品の調達は、「現物商品取引行為」には該当しません。

適格現物商品

提案されている「適格現物商品」の全リストは、本号の別添IIIに掲載されています。

このリストは、現物取引が活発に行われ、かつ海上輸送が一般的な商品を対象としており、現物商品取引業者を香港に誘致することを通じて海事サービス産業のさらなる発展を促すという政策意図に沿っています。また、香港におけるグリーン海上燃料の取引を推進するため、バイオ燃料やグリーンメタノールなどの品目もこのリストに含まれています。

論評

EYは、香港政府による海運サービス業界向け優遇税制の強化・拡充の取り組みを歓迎します。同業界は高度に国際化されており、その業務形態も本質的にグローバルで流動性が高いため、こうした取り組みは香港が国際的な海運拠点としての地位を維持するうえで、特に重要であると考えられます。

もう一つの検討事項として、香港が現物商品取引業者を香港に誘致すべきかどうかという点が挙げられます。例えば、香港拠点の海事サービス・プロバイダーによるサービス利用が「30%または50%」の要件に満たない場合であっても、現物商品取引業者による香港での支出規模が他のセクターの経済発展を促進するのに十分であれば、優遇税制措置の付与を検討する余地があるでしょう。

これらの措置案によるメリットについてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。



別添I – 海事サービス業に対する強化策案の概要

	現行税制	強化税制案
船舶取得費用	- 船舶取得費用が損金不算入 - 課税対象となるリース料は、課税標準額（すなわち、リース料総額から損金算入できる費用＜減価償却費を除く＞を控除した金額）の20%とする	- 船舶取得費用については、損金算入が認められる。法改正の施行日前に船舶を購入して使用した場合には、必要に応じて調整の対象となる - 売却代金（過去に認められた損金算入の総額を上限とする）は、課税所得と見なされる
リース期間の制限	一年以上	制限なし
対象リース事業	船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者または船舶オペレーターへの船舶リースに限定	事業者を限定しない船舶のリース
香港外の非金融機関への支払利息	基本的に損金不算入	- 融資の全額が船舶の取得資金として使用される場合は、損金算入が認められる - 融資者が船舶リース事業者の関連当事者である場合は、香港外で「類似税」の支払いが条件となる（当該融資者が船舶リース事業者と関連当事者でない場合は、追加の条件はない）
最低基準値要件	(1) 船舶リース事業者 - 正規雇用されている適格従業員が2名 - 年間営業費用が780万香港ドル (2) 船舶リースマネジメント事業者 - 正規雇用されている適格従業員が1名 - 年間営業費用が100万香港ドル (3) 船舶事業者 - 正規雇用されている適格従業員が1名 - 年間営業費用が100万香港ドル	15%の優遇税率を選択する納税者に対する基準値を引き下げる (1) 船舶リース事業者: - 正規雇用されている適格従業員が1名 - 年間営業費用が390万香港ドル (2) 船舶リースマネジメント事業者 - 正規雇用されている適格従業員が1名 - 年間営業費用が50万香港ドル (3) 船舶事業者 - 正規雇用されている適格従業員が1名 - 年間営業費用が50万香港ドル

別添II – 適格現物商品リスト(案)

エネルギー・工業製品	農産品	金属鉱山商品
- 原油 - 天然ガス - ガソリン - 灯油 - 液化石油ガス - 石炭 - アスファルト - 軽油 - 燃料油 - ナフサ - ゴム - 尿素 - 木材パルプ - 冶金コークス - 石油コークス - 水素 - グリーンメタノール - バイオ燃料 - アンモニア	- 小麦 - とうもろこし - 大豆 - コーヒー - 砂糖 - 綿花 - 大豆油 - 木材 - オート麦 - パームオレイン - 玄米 - カカオ - キャノーラ油	- 銅 - アルミニウム - 亜鉛 - ニッケル - 鉄鉱石 - 炭酸リチウム - 水酸化リチウム - 水酸化コバルト - 金属コバルト - ボーキサイト - 金属アルミニウム - 酸化アルミニウム - 金鉱石 - 精鉱 - 熱間圧延コイル - 鉛 - モリブデン - ステンレス鋼 - 鋼 - スズ - チタン - マグネシウム - アンチモン - ケイ素

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com		US Tax Services	
China Tax Services			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Ivan Lam +852 2515 4184 ivan.wm.lam@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		International Tax Services	
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting		Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com
International Tax Services	Transfer Pricing Services		Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Transfer Pricing Services	
	Monica Leung +852 2629 3272 monica.leung@hk.ey.com		Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
Tax Technology and Transformation Services			Tax Technology and Transformation Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com			Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	
US Tax Services				
Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com				
People Advisory Services				
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03023288
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

